

○大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要について

○届出内容

1. 縦覧書類	変更届出書
2. 店舗の名称	ホームセンターみつわ丸岡店
3. 店舗の所在地	坂井市丸岡町吉政8字17 外6筆
4. 変更の内容	①開店時刻及び閉店時刻 ②駐車場を利用できる時間帯
5. 変更年月日	令和8年7月1日
6. 公告日	令和8年7月21日
7. 縦覧期間	公告日より4ヶ月間
8. 縦覧場所	坂井市役所産業政策部商工労政課（坂井市坂井町下新庄1-1 本庁舎2階）
9. 縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで